

## シンガポールの社会保障制度<sup>1),2)</sup>

海外社会保障情報編集幹事

教徒，ゾロアスター教徒，ジャイナ教徒がいる。

### I シンガポール共和国の概況

#### 1. 地理的特徴

シンガポール共和国は，シンガポール島と約58の小島からなり，総面積は641平方キロメートルである。本島は東西42キロ，南北23キロに広がり，北はジョホール海峡でマレーシア半島と，南はシンガポール海峡でインドネシア諸島と隔てられている。年間を通して赤道性気候であるが，海風で和らげられ，温暖である。しかし，湿度は高い。平均温度は24℃から31℃で，12月と1月の気温が最も低い。

#### 2. 人 口

1993年現在で人口は287万人であり，そのうち，中国系が全体の77.5%を占め，マレー系（14.2%），インド系（7.1%），その他（1.2%）となっている。15歳以下の人口は23.1%，65歳以上は6.5%である（表1，表2）。

#### 3. 宗 教

人種が多様であるため，国民の宗教も多様である。人口の半数以上にあたる53.9%が仏教徒や道教信徒（中国の聖人や祖先崇拜，その他中国系宗派を信じる者）で，イスラム教徒は15.4%である。クリスチャンは12.6%，ヒンズー教徒は3.6%である。他にも，シーク教徒，ユダヤ

#### 4. 言 語

公用語はマレー語，北京語，タミール語，英語である。マレー語が国語で，英語が行政語として使用されている。北京語は，福建，テオチユウ，広東，ハッカ，フーチョウ等の主な中国語方言に代わって多く使われるようになっている。その他インド系の者は，タミール語の他に，マラヤーラム語，プンジャビ語，テレグ語，ヒンディ語，ベンガル語も使用する。国民の識字率は約91%である。

#### 5. 政治・経済

政治機構については，シンガポールは一院制の議会制度を採用しており，与党はピープルズ・アクション党である。大統領が元首となり，国民によって選ばれ，任期は6年である。行政は首相を長とする内閣に属し，内閣は議会に対して連帯して責任を負う。現在の議会は81人の議員から構成されている。

経済状況については，主要な経済指標が表3，産業構造の推移が表4に示されている。

### II シンガポールの社会保障制度の概略

シンガポールの社会保障には次のようなもの

表1 性・年齢階級別人口 (1975～1993年)

(単位：千人)

年齢階級 性別別人口	年	1975	1980 <sup>a)</sup>	1985	1989	1990 <sup>a)</sup>	1991	1992	1993
		0～4	男	117.9	100.9	105.5	112.2	115.7	121.5
	女	110.1	92.8	97.8	104.5	107.7	113.1	118.4	119.4
5～9	男	120.3	115.8	99.7	105.0	106.4	106.6	106.0	108.7
	女	114.0	108.1	92.4	97.1	98.6	98.4	98.1	101.1
10～19	男	296.8	269.0	230.4	216.9	216.8	215.7	214.1	212.1
	女	279.6	253.9	216.9	202.2	202.5	202.0	200.5	198.4
20～29	男	232.7	282.2	284.2	267.5	262.1	258.6	256.3	255.2
	女	224.0	267.5	272.7	258.0	253.9	252.4	252.6	253.7
30～39	男	135.3	176.3	224.7	267.9	278.0	286.9	293.4	298.3
	女	132.8	170.6	219.9	258.9	267.7	276.2	283.2	289.3
40～49	男	107.8	121.2	124.7	157.4	167.6	176.9	189.2	203.3
	女	99.4	117.5	123.5	155.2	164.0	172.3	184.1	197.4
50～59	男	75.0	85.3	95.5	104.3	108.8	113.0	115.4	117.2
	女	67.9	79.2	93.7	103.7	108.5	113.4	115.9	117.6
60～64	男	29.1	29.8	33.0	39.1	40.9	42.1	42.7	43.6
	女	28.4	29.9	32.3	39.6	41.9	43.2	44.0	44.7
65歳以上	男	41.2	51.2	60.8	71.0	73.8	76.8	80.3	83.8
	女	50.3	62.7	74.9	87.1	90.2	93.7	97.7	102.3
計	男	1,156.1	1,231.7	1,258.5	1,341.3	1,370.1	1,398.0	1,423.7	1,449.9
	女	1,106.5	1,182.2	1,224.1	1,306.3	1,335.0	1,364.7	1,394.5	1,423.9

出典：Yearbook of Statistics, Singapore (各年版)

注：1980年からの数値はシンガポール居住人口のみであり，以前の数値と連続しない。

a) 人口センサスによる

がある：

- ① 老齢保障
- ② 障害保障
- ③ 住宅所有
- ④ 医療 (例：メディセイブ)
- ⑤ 保険 (例：労働災害)
- ⑥ 高齢者，寡婦，孤児，失業者に対する公的扶助
- ⑦ 自営補助制度
- ⑧ 低所得者層のための住宅補助
- ⑨ 低所得者層のための入院補助

⑩ ボランティア慈善団体の社会保障プログラム

⑪ 低所得者層のための自助団体活動

これら社会保障プログラムの実施主体は，政府の各省庁，労働省管轄下の中央積立基金委員会 (Central Provident Fund Board, CPF Board)，各種ボランティア慈善団体，自助団体である。

CPF Board は，上記のうち，①高齢者，②障害者，③住宅および，④医療に関する制度を実施する国営の社会保障貯蓄機関である。他の制度は大半が政府各省庁の管轄下にある。例えば，地域

表2 主要人口統計 (1975~1993年)

年	1975	1980	1985	1989	1990	1991	1992	1993	
人口増加率 (対前年比)	1.4	1.2	1.5	1.9	2.2	2.1	2.0	2.0	
出生率 (人口千対)	17.7	17.1	16.6	17.5	18.4	17.3	17.0	17.0	
死亡率 (人口千対)	5.1	5.2	4.9	4.9	4.8	4.7	4.7	4.6	
乳児死亡率 (人口千対)	13.9	11.7	9.3	6.6	6.7	5.5	5.0	4.7	
高齢化率 (65歳以上)	4.0	4.7	5.5	6.0	6.1	6.2	6.3	6.5	
平均寿命	男	NA	69.8	71.5	72.9	73.1	73.4	73.8	74.1 p
	女	NA	74.7	76.4	77.2	77.6	77.9	78.2	78.4 p
60歳時における平均余命	男	NA	15.7	16.8	17.6	17.8	17.9	18.1	18.3 p
	女	NA	19.1	20.0	20.6	20.9	21.1	21.2	21.4 p
65歳時における平均余命	男	NA	12.6	13.6	14.3	14.4	14.6	14.7	14.9 p
	女	NA	15.4	16.2	16.7	16.9	17.1	17.2	17.4 p

出典：Ministry of Health, Singapore. *Yearbook of Statistics* (各年版)

注：1980年からの数値はシンガポール居住人口のみを対象としている。1975年の数値は、シンガポールの現在人口を対象としている。

p：暫定値

開発省は公的扶助制度を実施するとともに、障害者や高齢者等の住宅を運営している。また、労働省は労働者災害補償制度を、保健省は入院補助制度を、大蔵省は公務員のための政府年金を、それぞれ担当している。

老齢保障については、1955年の中央積立基金 (Central Provident Fund, CPF) の設立により、はじめて一般の労働者を対象とする制度が創設された。それ以前は、何らかの老齢保障を受けられたのは、公務員 (公務員年金制度) と大企業の労働者のみであり、残りの者は、老後を親類や友人、慈善事業、政府の公的扶助に頼らなければならなかった。

以下、次章および第IV章で中央積立基金 (CPF) を、第V章でその他の社会保障を取り上げる。

### III 中央積立基金 (CPF)

#### 1. CPFの概要

中央積立基金 (CPF) は、退職後の労働者の経済的保障を行うことを目的として、CPF法に基づき、1955年に設立された。その後、基金は総合的な社会保障貯蓄制度に拡充され、加入者の退職ニーズだけでなく、住宅所有や医療ニーズにも応えるようになった。

CPFの加入者は、基金に、普通会計 (Ordinary Account)、メディセイブ会計 (Medisave Account)、特別会計 (Special Account) の3つの会計を持っている。55歳でCPF最低額制度に加入すると、退職会計 (Retirement Account) も持つことになる。

55歳以下の被用者の現在の拠出料率は40%で、これを事業主と被用者がそれぞれ20%ずつ負担する。毎月の拠出額は月額6千シンガポ-

表3 国民所得統計 (1975~1993年)

年	1975	1980	1985	1989	1990	1991	1992	1993
国民所得(市場価格表示, 名目値)								
百万シンガポールドル	12,301	21,162	34,541	49,668	57,743	63,952	69,437	78,044
百万USドル	5,187	9,883	15,700	25,467	31,858	37,018	42,626	48,300
平均月収								
シンガポールドル	NA	692	1,131	1,398	1,528	1,669	1,794	1,918
USドル	NA	323	514	717	843	966	1,101	1,187
GNP(市場価格表示, 名目値)								
百万シンガポールドル	13,567	24,189	40,330	57,907	66,698	73,943	80,456	90,232
百万USドル	5,721	11,297	18,331	29,691	36,799	42,801	49,390	55,844
GNP成長率(%)	10.7	11.0	-1.2	16.1	15.2	10.9	8.8	12.2
1人当たりGNP								
シンガポールドル	5,903	9,941	14,741	19,757	22,112	23,931	25,316	27,684
USドル	2,489	4,643	6,700	10,130	12,200	13,852	15,541	17,133
i) 総税収(百万シンガポールドル)	2,189	4,087	6,774	9,606	10,534	12,017	13,759	15,454
ii) 国民所得に占める割合	17.8	19.3	19.6	19.3	18.2	18.8	19.8	19.8
シンガポールドルの平均交換レート (1 USドル=)	2.3713	2.1412	2.2001	1.9503	1.8125	1.7276	1.6290	1.6158

出典: Department of Statistics, Singapore. *Annual Economic Survey*, 1993  
*Yearbook of Statistics* (各年版)

表4 産業別就業者数の推移 (1980~1993年)

年	1980 <sup>a)</sup>	1985	1989	1990 <sup>a)</sup>	1991	1992	1993
---	--------------------	------	------	--------------------	------	------	------

(単位: 千人)

計	1,073.4	1,234.6	1,394.0	1,537.0	1,524.3	1,576.2	1,592.0
第一次産業	17.9	11.3	7.2	5.9	4.7	5.5	4.2
第二次産業	322.6	314.2	403.7	447.4	429.6	434.1	429.5
第三次産業	732.9	909.1	983.1	1,083.7	1,090.0	1,136.6	1,158.3

(%)

計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第一次産業	1.7	0.9	0.5	0.4	0.3	0.4	0.2
第二次産業	30.0	25.5	29.0	29.1	28.2	27.5	27.0
第三次産業	68.3	73.6	70.5	70.5	71.5	72.1	72.8

出典: *Yearbook of Statistics*, Singapore (各年版)

注: SSIC 1978とSSIC 1990の相違により, データは厳密には比較できない。

a) 人口センサスによる

ドル（1シンガポールドル＝約70円）の給与上限に基づき、事業主と被用者がそれぞれ最高1,200シンガポールドルまで負担する。なお、55歳以上の被用者の拠出料率は年齢に応じて徐々に低減される。

一般に、加入者拠出のうち、料率にして30%分が普通会計、6%分がメディセイブ会計、残りの4%分が特別会計に入れられる。メディセイブ会計の拠出料率については、1992年7月1日から35歳以上の加入者の場合7%に、また、1993年7月1日から45歳以上の加入者については8%に引き上げられた。

CPF加入者は、CPF積立について、最低レートを2.5%として、市場連動型の利率（大手地方銀行の固定預金レートと貯蓄レートの組み合わせによる）が適用される。利率は6カ月ごとに調整され、加入者のCPF積立とその利息は、所得税が免除される。

加入者数は、1993年末で246万人であり、そのうち約110万人が積立拠出中の現役である。

1993年における拠出総額は104億2,700万シンガポールドルであり、一方、各種制度による引き出し総額は109億4,390万シンガポールドルだった。55歳に達した加入者によって9億2,790万シンガポールドルが引き出され、残りは主に政府建築アパートの購入や民間居住用財産、投資に使用された。

1993年末の時点で、基金の積立総額は523億シンガポールドルで、前年比で1.6%の増加である。基金積立金は、国債に投資されたり、国債購入まで前渡し金としてシンガポール金融当局に預けられたりする。

## 2. 普通会計

普通会計の積立は、住宅取得、投資等のため

に使うことができる。用途についての制限は、近年、徐々に緩和されてきている。

### (1) 住 宅

#### ①公共住宅制度

公共住宅制度は、政府の建設したアパートを、住宅開発委員会（Housing and Development Board, HDB）から購入するために、CPF積立を利用するものである。CPFは加入者の住宅に対するニーズを認め、1968年からこの制度を実施している。これは非常に人気が高く、現在では約100万人の加入者がCPF積立を使って住宅を購入している。

#### ②居住用財産制度

1981年に導入された居住用財産制度は、CPF加入者がCPF積立をシンガポール国内の民間住宅の購入や投資に際して使うものである。

### (2) 家族保護

#### ①扶養家族保護制度

扶養家族保護制度は、死亡や永久的障害に際して3万シンガポールドルを支給する、期日生命保険である。この制度は1989年5月に導入されたもので、CPF加入者が永久的障害を負ったり死亡した場合、加入者とその扶養家族に対して最初の数年を乗り切るための一定の金額を支給することを目的としている。

#### ②住宅保護制度

住宅保護制度は、政府建築アパート購入のための住宅ローンをカバーする抵当減少保険である。これは1982年に導入されたもので、加入者が永久的障害を負ったり死亡した場合、アパートの未払いローンを支払うことで、加入者や扶養家族が住宅を失わないようにするためのものである。

#### ③上乗せ制度

個人（CPF加入者、非加入者とも）は、この

普通会計のCPF積立を移転するか、もしくは新たに現金を積み立てることによって、両親や自分の退職会計に上乘せすることができる。これは、退職会計の最低額を蓄えるだけの積立を持たない者が、基本的な退職ニーズを満たせるようにすることを目的としている。

### (3) 投資

#### ①非居住用財産制度

この制度は、CPF加入者が自分のCPF積立を使って、投資や自分自身で使用するための非居住用財産を購入できるものである。

#### ②CPF投資制度

CPF投資制度は、加入者が自分の退職用CPF積立を自由に管理・増強できるようにしたものである。老後に備えて最低額の準備金を蓄えた後、加入者は残りの積立の一部を、認定された株式や投資信託、金、転換社債などに投資できる。

#### ③CPF教育制度

CPF教育制度は、加入者が、6つの地方高等教育機関での自分の子どもや自分自身の高等教育のための資金を出せるようにしたものである。

## 3. メディセイブ会計

メディセイブ会計の積立は医療のためのものである。

### (1) メディセイブ制度

メディセイブ制度は国営の医療積立制度で、被用者は全員、月収の6%~8%(年齢による)をメディセイブ会計に納めて、それを被用者本人(特に退職後)や直系家族の入院費の支払いに当てること法によって定められている。1992年7月1日から、自営業者も純所得の一定割合をメディセイブに納めなければならない

った。また、職業免許保持者は、免許更新前にメディセイブを更新しなければならない。メディセイブは、一定限度を条件として、公営・民間の病院での入院費用、外来の外科治療、ガンの放射線療法や化学療法、腎臓透析の支払に使うことができるが、比較的安価で負担可能な外来の一次医療の支払に対しては使えない。メディセイブでは、一定の自己負担を行うことによって、制度の多用や濫用を減らすことを目的としている。

現在、全患者の約80%が入院費の支払にメディセイブを利用している。残りの20%は、事業主による医療手当制度を利用したり、または全額を自己負担している者である。1993年のメディセイブの引き出し総額は2億5,020万シンガポールドルであった。

### (2) メディシールド制度 (MediShield)

1990年7月に、メディシールド(重症疾病保険)が開始された。これは、加入者と扶養家族の長期または重症な疾病の医療費支払いを軽減するものである。加入は任意であって、1992年7月1日からメディシールドは70歳までの加入者に拡大適用されることになった。モラルハザード対策として、控除と呼ばれる初回時の負担と、一部自己負担が制度化されている。

メディシールドは、メディセイブ会計から支払われる保険料で資金をまかなっている。1993年12月31日の時点で、157万人の加入者とその扶養家族がメディシールドに入っており、1993年中、25,075件の請求に対して、1,260万シンガポールドルが支払われている。

## 4. 特別会計

特別会計の積立は、老後と不慮の事故に対応するためのものである。

CPF 加入者は、55歳に達したり、また、シンガポールか西マレーシアを永久に出国したり、永久的に身体または精神的障害を負った時に積立を引き出すことができる。加入者が死亡した場合には、CPF 積立は死亡者が指定した受取人に支払われる。

## 5. 退職会計

55歳に達した CPF 加入者は、退職会計に 1 人当たり最低 35,400 シンガポールドルを積み立てておかなければならない。退職時に積立が足りない者は、子どもに退職会計の上乗せをしてもらうことができる。

積立方法は次のいずれかを選択することができ、加入者は、そこから、60歳以降、毎月分割して引き出しを行うことになる。

- ① 保険会社の認定年金の購入に使う
- ② 銀行に預金する
- ③ CPF に残す

## IV CPF をめぐる 1993 年/1994 年の動向

### 1. CPF 株式所有上乗せ制度 (Share Ownership Top-Up Scheme, SOTUS)

1993 年 3 月 1 日、政府は、シンガポール国民による株式所有を支援するための CPF 株式所有上乗せ制度を発表した。この制度は 21 歳以上のすべてのシンガポール国民が利用できる。

この制度においては、1993 年 3 月 1 日から 1993 年 8 月 31 日までが適格期間とされ、その間に CPF 会計に最低 500 シンガポールドルを払い込んだ者に対して、同年 9 月、政府が 200 シンガポールドルの現金補助を行った。補助金の全額、あるいは一部を受け取った加入者は、合計

126 万人である。その後大半の加入者が、その 200 ドルを 1993 年 10 月に公開されたシンガポール・テレコミュニケーション社株式の購入に使用した。

第 2 回 SOTUS 補助金では、1994 年 3 月 1 日から 1995 年 8 月 31 日までの 18 カ月が適格期間とされ、その間に最低 750 ドルを払い込んだ加入者に対し、政府は、300 ドルを支払うことになっている。この現金補助も払込が 750 ドル以下の者に対しては案分支給となる。今回の補助は、次に大規模な国営機関が民営化された場合の株式購入を見越したものである。

### 2. シンガポール・テレコミュニケーション社グループ A 株式

政府の資産強化計画に基づき、CPF 加入者のシンガポール国民には、特別の割引株式であるシンガポール・テレコミュニケーション社のグループ A 株式の購入が認められた。これは住宅所有だけでなく、株式所有を促進することでシンガポール国民と国家との一体感を高めることを目的としている。この特別割引株式の購入には 15 億シンガポールドルが使われた。

### 3. 基本投資制度 (Basic Investment Scheme, BIS) および強化投資制度 (Enhanced Investment Scheme, EIS)

これらの制度は、1993 年 10 月 1 日に導入されたが、これは、CPF 加入者が最低積立額を蓄えた後に、投資によって CPF 積立を自由に管理できるようにするものである。BIS では加入者は、信託、非信託株式、転換社債、投資信託、金などに投資できる。EIS では、シンガポール証券取引所自動取引 (SESDAQ) に上場された株式や転換社債、国債、銀行預金、ファンドマネ

ージメント、養老保険などに投資できる。

この2つの制度では、加入者の取引銀行が、毎年9月30日以降に加入者の連結ベースの損益を計算することになっている。その結果、加入者は、全体として利益を得た場合は、1年以内に利益を引き出すよう銀行に申請できる。引き出さなかった場合には、利益は累積して翌年に繰り越されるか、将来の損失の相殺に使われる。1993年12月現在で308,261人の加入者が70億3千万シンガポールドルの積立を投資のために使用した。

#### 4. メディシールド・プラス (MediShield Plus)

1994年7月1日から、CPF 理事会は CPF 加入者のために、広範な入院ニーズの選択が可能となるメディシールド・プラスを導入した。メディシールド・プラスはほとんどメディシールドと同じであるが、任意選択による2層式のプランがあり、保障は、Aクラス棟やB1クラス棟といった高級病棟を利用する者も受けることができる。この制度では、保険料を高くして、2つのプランでより高度な保障を行っており、これまで約12万6千人の加入者とその扶養家族がメディシールド・プラスに入っている。

### V その他の社会保障—政府の役割

以上のように CPF を見てくると、シンガポールでは、社会保障的保護を、できる限り国民や事業主自らに行わせようとしていることがわかる。政府の役割は、第1に CPF の運営について法的・行政的枠組みを提供することであり、次に、優遇税制によって基金を援助したり、支払能力や収入の保証人としても機能するに留ま

っている

また、政府は識字率や技能向上のための教育補助（高等教育レベルまで）や技能開発の財政支援を行って、職を得られるようにもしている。政府の方針としては、仕事を安定させる一方で、社会保障は CPF を通じて確保する考えである。

現在、CPF 制度を通じて、国民の大半が自分の社会保障を賄えるようになり、政府による公的扶助に対するニーズはほとんどない。その対象となるのは、CPF 制度のもとでも例外的に生ずる貧窮ケースだけである。これに対しては一般税収から賄われ、特別税や課徴金の必要はない。

公的扶助を受けている者は、政府が職探しを手伝うことで自助に繋げている。また、自営補助制度によって、自営業としての独立も助けている。この制度では、受給者は2,000シンガポールドルまで無利息のローンを申請することができ、行商など小規模事業を始めるのに役立てられる。

さらに、政府は、シンガポールの各民族コミュニティが設立した自助組織も援助している。マジュリス・ウガマ・イスラム・シンガプラ (MUIS)、シンガポール・インディアン開発協会 (SINDA)、中国開発援助評議会 (CDAC) が、それぞれのコミュニティの社会文化的、教育的、経済的開発促進のためのプログラムを組織している。これらに対する拠出を容易にするため、CPF 加入者は毎月の給与からの控除を通じて、それぞれの基金の拠出を納入することができる。これらの拠出の徴収は、CPF が代行して行っており、事業主が毎月控除し、CPF に払い込む。

その他、政府は、雇用法や労働者災害補償法



などの法制を通じて、事業主が事故や病気、出産について、被用者に対する最低限の保護を行うことを求めている<sup>3)</sup>。

## VI 問題点と今後の課題

どのような社会保障制度であっても問題や課題を内包している。現在、CPFの有益性についての議論も行われているし、積立基金や政府が今後直面することになる問題点を指摘している者もある。

以下、主要な論点を3つ紹介する。

### 1. コストと競争力

CPF制度が生産コストの上昇を招くため、シンガポールの国際的な競争力を低下させることになるという者もいる。これを防ぐためには、CPFの目的に基づく長期的な拠出料率を設定するという方法がある。そうすれば、CPFは経済状態や労働者の負担能力を考慮しながら、制度の長期的な運営を行うことができる。さらに、CPF拠出の変更は、生産性の範囲内に収めるよう、全体的な賃金-コスト調整の一部として行われなくてはならない。このようにすればCPFは事業主にとってのコスト増にはならないであろう。さらに、柔軟な賃金システムを適用することで、事業主が経済状態の変化にうまく適合し、世界の市場で競争力を保つようにすることができる。

### 2. 収益の妥当性

CPFのような制度が、加入者に対して長期的に公平な収益を与えられるかどうか疑念を抱く者もある。歴史的な動向を見ると、CPFは平均して年間2%~3%の実質収益を基金につい

て支払っており、この実績を地方の大手銀行と比較すると、1970年から1991年まで、ほとんどの年で高い利率(税引き後)を支払うことができたといえる。1995年7月1日から、特別会計と退職会計の現金積立についても、通常利率プラス1.25%という高い利率が支払われることになる。これらの積立については、長期的資金であり、短期の引き出しができないことから当然といえよう。

CPF基金の用途を自由化することによって、CPF加入者は資産を強化し、老後の貯蓄を幅広い投資手段や財産形成に使うことができるようになり、価値が何倍にも増えている事例も多い。ただし、この場合でも加入者が誤った投資判断によって老後の貯蓄をすべて失ってしまわないようにするための安全策は必要である。

### 3. 将来の引き出し

将来の大規模な引き出しがインフレやキャッシュフローの問題を引き起こすことに対する懸念もある。この問題に対する解答は、住宅や信託株式等一定の投資のための早期引き出しを認めて、将来の大規模引き出しを最小に抑制することである。この点については、CPFは完全積立方式であり、政府の支援もあるので、CPFは引き出しに備えてキャッシュフローを適切に予測することによって対応ができる。

#### 注

- 1) 本文は、(財)国際厚生事業団(JICWELS)の第4回アジア諸国社会保険行政官研修(1994年11月7日-23日)に提出されたMs. Ling-Hui Choy Leng(シンガポール中央積立基金委員会)のカントリーレポートをもとに、編集幹事において補足整理を行って作成したものである。

2) 『海外社会保障情報』誌では、シンガポールの社会保障について、過去、下記の論文を掲載しているのので、参考にして下さい。

- ① 下平好博「開発途上国の社会保障制度—シンガポールにおける一つの実験」(第74号, 1986年)
- ② 二木 立「シンガポールの社会保障—CPF/公共住宅政策と医療を中心として—」(第81号, 1987年)
- ③ Tay Boon Nga (田辺忠史訳)「シンガポール中央積立基金—その展開と政策目的—」(第88号, 1989年)

3) ISSA 第10回アジア環太平洋地域会議資料によると、雇用法および労働者災害補償法による保護の概要は以下のとおりである(1993年)。

1. 雇用法 (1985年)

(1) 疾病：事業主は年間14日、または入院の場合は60日までの病休を与えなければならない。(被用者が少なくとも1年間勤続の場合のみ適用。)

(2) 出産：事業主は、前年に少なくとも180日間雇用された女性に対して、産前・産後各4週間まで全賃金を支払わなければならない。(最初の2人の子どもまでに限る。)

2. 労働災害

(1) 基本法の成立とプログラムの種類

初回法：1929年

現行法：1985年

プログラムの種類：事業主責任/民間保険者による強制保険

(2) 保障範囲

家内奉公人、臨時雇用、家内労働を除くすべての肉体労働。月収1,500シンガポールドル未満の給与労働者。警官には特別プログラムあり。

(3) 基金源

被保険者：なし。

事業主：全ての費用を負担する(給付金の直接支給または保険料の負担)。

政府：なし。

(4) 受給資格

労働災害給付金：最低資格期間なし。

(5) 被保険労働者のための現金給付(永久障害を除く)

一時障害給付金：最初の14日間(入院の場合は60日間)は収入の100%。それ以降は月収の2/3。就労不能の第1日目から最高1年間支給。

(6) 被保険労働者のための永久障害給付金および医療の給付

永久障害給付金：完全に障害者となった場合、一時金として、6年から12年分(年齢に応じて)の収入額が支払われる。最高105,000シンガポールドル。最低35,000シンガポールドル。金額の25%の精勤追加がある。部分的障害の場合、不能の程度に応じた一時金、または指定障害の場合には法の細則の定めるところによる。

医療の給付：必要な治療、入院、機器および医薬品。国立施設の利用も可。

(7) 扶養家族のための遺族給付金

遺族給付金：死亡者の年齢により、4年から9年分の収入額に当たる一時金が支払われる。最高78,000シンガポールドル、最低26,000シンガポールドル。有資格扶養家族に支給。

(8) 行政組織

労働省：全体の監督。

労働コミッショナー：法の施行、事業主と請求者との間の協定の承認、遺族給付の割当。

事業主は、民間保険会社を通じて責任保険をかけることができ、労働省は事業主や事業主団体等に保険加入を求めることができる。

(General Secretariat of the ISSA, 1994, *Significant Legislative and Policy Developments in Asia and the Pacific Part II*, pp. 144-145.)